

階上町「協働のまちづくり」 推進方針について(概要版)

《時代の変化とまちづくり》

- 21世紀の新しい時代となり、町民の皆さんの価値観や考え方も様々に違ってきているなど、いわゆる社会の成熟化を迎えています。
また、地方分権が大きく進んできたことなど、日本の社会や経済の仕組みも大きく変わってきています。このような中であって、階上町では、これまで行ってきた町の仕事の進め方を見直し、新しい時代にふさわしく、町民の皆さんとともに進めていけるようにし、なかでも、町の仕事を進める場合には町民の皆さんの声が十分に生かされるよう、町民参加を広げていくことが必要と考えています。
- 「まちづくり」に町が果たす役割は大きいものがありますが、「まちづくり」は、町だけで行えるものではありません。
かつてのような右肩上がりの経済成長が見込めず、今の厳しい財政状況にもかかわらず、今後とも新たに解決していかなければならない課題も出てくることから、これまでのように町民の皆さんから求められた、様々に違った多くのものを町が引き受けることは難しくなっています。

協働のまちづくりの必要性

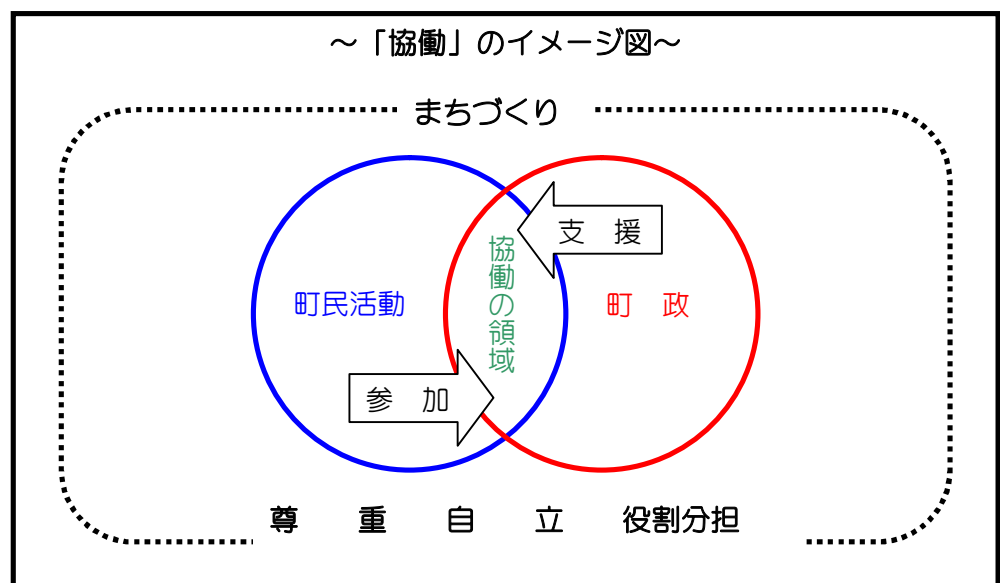
- 今、各行政区をはじめ NPO、ボランティア活動などが活発に行われています。

今後はこれらまちづくりの活動と町が協力し合って、まちづくりを進めることが求められています。町民の皆さんが、まちづくりの主体として、身近なことから少しずつでも「まちづくり」に加わり、町民の皆さんと町が協力しながら取り組んでいくことが本来の住民自治の姿です。

つまり、今後のまちづくりは、町民の皆さんと町がお互いの責任や役割を分担し、ともに考え、協力して取り組んでいくこと（協働のまちづくり）が求められています。



- こうしたことから、本町における「協働」の意味を「いろいろな立場の町民と行政とが対等なパートナーとして、お互いを尊重し合い、適切な役割分担のもとに、成果と責任を共有し合いながら、協力して行動していくこと」と定義します。



「協働のまちづくり」に対する問題点

かつて当たり前のように行われていた助け合いの精神は、社会情勢の変化とともに失われつつあります。このことは、階上町のみならず、全国的な傾向として危惧されているところであり、行政・町民の協働のまちづくりに対する認識についても一般的に次のような問題点が出されています。

① 階上(郷土)の良さを知らない

自分たちが住んでいる階上の歴史を知らなかったり、町内各地にある名所旧跡、自然、観光スポットや、地元の名産などを把握していないのでは、階上の良さを十分に伝えられません。

② 町民相互、町民と行政との間の理解と連携の不足

地域活動への参加意識が低下したり、隣人とのつきあいが薄れてきている現状では、町民がお互いのことを理解し合うのは難しくなります。

行政がよかれと考えて実行したことが、住民や利用者の立場からはよいと思われぬこともあります。

③ 町民の声を聴いて活かす場の不足

町民からの意見・要望・苦情の処理について、結果の公表が制度的に確立されていないため、どのような意見・要望・苦情があるのか、どのような処理が行われているのかわからなくて、適切に対処されたと感じられず、また、同様の内容がくり返し寄せられます。

④ 町民と行政双方が、お互いについて学習不足、情報不足、認識不足、意欲不足

協働のパートナーである町民の活動に対する支援のあり方、各課の役割が役場内部で十分議論、研究されているとはいえません。

町民は、広報やホームページなどから、役場のどこで何をやっているのかという情報を収集する努力が十分ではありません。

施設や道路をつくるためには、これだけの費用がかかる、ということなどが町民にはよく理解されていません。

⑤ 行政の意思決定に町民の意思がどのように反映されているか不透明

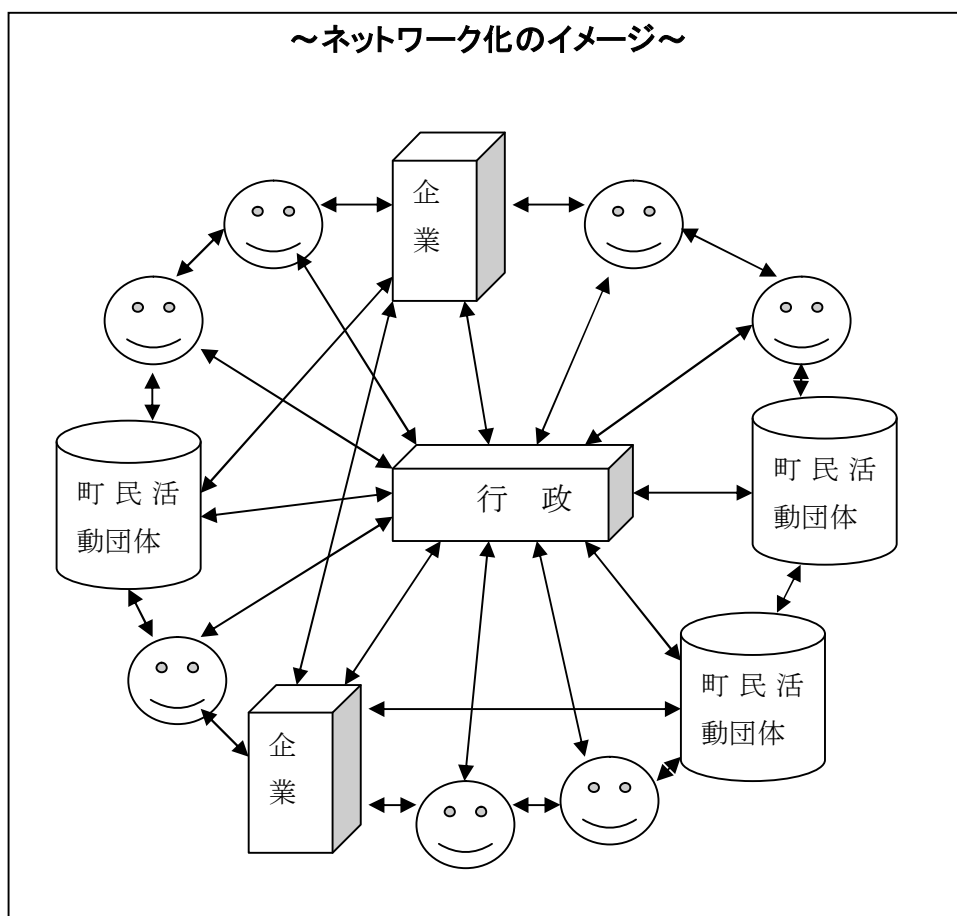
町民の意見が、施策や事業の実施にどのように反映されているか不透明であったり、政策の立案や事業運営、評価のプロセスへの町民の参加が十分に取り入れられているとはいえません。

階上町が目指す「協働のまちづくり」

- 町民、町民活動団体、企業、行政それぞれが情報を共有し、お互いが尊重し合い、あたたかいネットワークのあるまちづくりを推進していくことが、本町のめざす「協働のまちづくり」です。

言い換えれば、「住んで良かった」「住み続けたい」と思える階上町にするために、町民と行政が一緒になって考え取り組んでいくということです。

そして、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでよくしていくという真の住民自治をめざすものです。



「協働のまちづくり」への意識改革

一人ひとりの想いを尊重する、あたたかいネットワークのあるまちづくりへ向けて行動していくためには、町民と行政双方に意識改革が必要です。

- ① 「郷土はしかみ」や「協働のまちづくり」を知り、町民としての自覚を持つことが必要です。
- ② 町民、企業や行政は、互いを否定せずに肩書きを外し、お互いに関心を持って声を聴き合い、共感し合うことが必要です。
- ③ 町民、企業や行政は、一人ひとりの声を尊重する、発言しやすい雰囲気
の組織、新しい発想を育てる元気な組織をつくり、元気なまちづくりへつな
げることが重要です。
- ④ 自分のできることを探し、また、一人ではできなくとも、町民と行政が協力
すると、何がどんな風にできるのかを考えて、そのことを発信していくことが
必要です。
- ⑤ 行政は町民満足度を高めるために、常にコスト意識を持ち、まちづくりの
プロとして、町民から信頼される判断力と行動力を示すことが重要です。
- ⑥ 行政は、地域の様々な立場の人が対等に、自由な雰囲気
で意見交換ができる機会を提供し、コーディネーター的役割を担い、プロ意識を持って、
「協働のまちづくり」に取り組むことが重要です。

「協働のまちづくり」を推進するため

協働のまちづくりを推進していくためには、「情報の共有化」、「人財育成」、「協働の取り組みへの支援」が必要です。このため町では、次のような取り組みをしていきます。

(※人は宝であるという認識から、ここでは人材を「人財」と表記します。)

1. 町民と行政の距離を縮める「情報の共有化」

★聴く制度の充実

- ▲ 各種委員の公募制の検討や女性委員の比率を高めるよう努めます。
- ▲ 地域の声を聴き、それを政策として具現化していくための「広聴制度」を検討します。

★情報の積極的な提供

- ▲ 町の広報・ホームページの充実に努めます。
- ▲ 協働のまちづくりに関し、町民が足を運びやすく、何でも相談できる親しみやすい窓口づくりを検討します。
- ▲ 地域からの要請を受けて、町の職員が講師となって出前講座を実施します。

2. パートナーとしてお互いに理解し認め合うことができる「人財育成」

★幅広い研修による「人財育成」

- ▲ 職員は、町民の目線に立てる、町民の声を十分聴くことができる職員を目指します。
- ▲ 地域リーダー養成事業の実施(生涯学習事業と連携した、研修やフォーラム等の検討)
- ▲ 生涯学習事業の拡充と推進体制の充実に努めます。
- ▲ マナバンクへの登録を促進し、協働のまちづくりへの積極的な参画を進めます。

3. みんなが参加したくなる「協働の取り組み」への支援

★みんなが参加したくなる協働のモデル事業

- ▲ 町民発案の「協働事業」を支援します。

★人財の活用

- ▲ 町民と行政のパートナーシップ制度の検討をします。

「協働のまちづくり」の評価

「協働のまちづくり」を推進し、継続させていくためには常に評価し、結果を踏まえ、さらなる取り組みをしていく必要があります。

評価にあたっては、計画策定をどれだけ協働で行ったか、どれだけ協働の手法を取り入れて実施できたか、町民と行政がコスト意識をもち成果と責任を共有できたかなどを、計画・実施・結果の各段階で各事業ごとに評価し、公表していくことが重要です。

【具体策】

町民と行政がそれぞれ評価する「自己評価」、町民と行政が互いに評価し合う「相互評価」、第三者による客観的で公平な「第三者評価」のシステム構築を検討します。

今後に向けた取り組み

協働のまちづくりは、今産声を上げたばかりです。この取り組みを推進していくためには、長期的な視野を持って少しずつ着実に取り組んでいくことが必要です。また、協働には多種多様な実施形態が考えられますが、各主体が役割や責任を分担して取り組むことが必要です。

協働の方法

1. 地区まちづくり計画の策定

協働のまちづくりを進めるためには、まず地域のことを一番理解している地域の皆さんが、今一度地域を見直し、その結果を踏まえて、どのような地域づくりを目指すのか、そのためにどのような施策をするのかといった、地区計画の策定に取り組んでいただきます。このことは、自ら考え、行動する、町民によるまちづくりの第一歩になるものと思います。

計画策定期間は、平成18年度中の策定を目指しますが、基礎調査等に時間がかかることも考えられますので、そのような場合は平成19年度までとします。

地区で策定した計画については、基本的に平成22年度に策定する階上町総合振興計画に反映させていくこととしますが、それ以前でも可能なものについては、随時実施する方向で検討します。

2. 補助(材料支給含む)

様々な主体が行う事業に対して、公共的課題の解決など目的が同じであると判断できる場合に、行政が財政的な支援(階上町協働のまちづくり支援事業)を行うものです。

3. 共催

様々な主体が、それぞれの特性を活かして、共に主体となり事業を行うことです。目的を明確にしながら、検討段階からの協働を行い、情報を共有します。

4. 後援

様々な主体が行う公益的な活動に対して、行政が後援名義の使用などを認めて支援する形態です。ただし、主体そのものに対する後援ではないので、それぞれの取り組みごとに公益性を判断します。

5. 財産(場所等)の提供・貸与

様々な主体に対して、行政が公共の空き施設の提供や活動に必要な物品・用具の貸与を行う形態です。

各主体の活動の継続性を保ち、効果を高めることができるばかりでなく、公的財産の有効な活用や適切な運用が可能になります。

推進体制

1. 階上町協働のまちづくり町民会議の設置

町民と行政の協働のまちづくりの基本となる、「協働のまちづくり基本条例案」・「地域コミュニティ振興指針案」の検討を行うとともに、地域で策定した「地区まちづくり計画」のとりまとめを行い、その結果を町長に提案します。

委員は、有識者等から町が選任する5名のほか、公募委員として6名の11名程度で組織します。

2. 階上町協働のまちづくり推進検討委員会の設置

町内部の委員会で、助役・収入役・教育長・各課長・グループリーダーで組織し、行政の立場から町民会議と協働して実効ある協働のまちづくりを推進します。

3. 階上町協働のまちづくり研究会

職員が自主的に組織する研究会で、協働のまちづくりの三本柱である「情報の共有化」、「人財育成」、「協働の取り組みへの支援」について、専門部会に分かれて、それぞれの推進方針について具現化していく。

